

広 告 掲 載 取 扱 要 領

「東山区ホームページトップページ」へのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	東山区ホームページトップページ
	ホームページアドレス	https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/
	ホームページの内容	東山区における暮らしに関わる情報、区基本計画・運営方針、市民しんぶん区版等を紹介しています。
	アクセス数	月間アクセス件数約 3, 7 0 0 件（このデータは令和 6 年 1 月～令和 6 年 1 2 月の平均件数で、参考として示しているものであり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。）
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部 (個別の位置については指定できません。)
	広告データ	縦 6 0 ピクセル×横 1 4 0 ピクセル ファイル形式は G I F（画像に変化、移動のないもの。透過型不可）又は J P E G データ容量は 1 バナーにつき 2 0 キロバイト以内 バナーから広告主のホームページへは直リンク可能とします。
	枠数	1 2 枠（1 枠から応募できます。）
	その他の仕様	・ALT 属性は自由に設定することができます。 ・点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 ・広告枠に、次の文章を掲載します。 「広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。（注意）本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲載条件	広告料金（税込み）	月額 5, 0 0 0 円／枠
	広告掲載期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間中、各月の初日から 1 箇月を単位とした任意の期間を指定できます。（原則として 1 箇月単位）
	広告原稿の入稿期限	掲載開始の 5 開庁日前
	広告原稿の入稿方法	掲載するバナー広告を広告主において作成し、完全データで入稿していただきます。

広告の範囲	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込手続等	申込資格	広告代理店等又は広告主とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページで御確認ください。
	申込方法	広告掲載申込書（京都市広告事業のホームページ（https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html）からダウンロード可）に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 郵送等の場合は、申込期間内必着としてください。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類の御提出をお願いすることになります。詳細は京都市広告事業のホームページで御確認のうえ、申込書と併せて御提出ください。
	申込期間	令和7年2月13日（木）から全枠決定するまで。 書類の受付は、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者（広告主又は広告代理店等）とは、別途、広告掲載契約を締結します。契約については、契約書、京都市契約事務規則及び関係法令に定めるところに従ってください。詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。（分割不可） ・ 広告データについては、事前に審査を行います（内容により修正等をお願いする場合があります）。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 広告内容等が、広告の規格等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 同一内容の広告を、同一期間に複数掲載しないようにしてください。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。（差替えを行う場合は新しいデータを用意してください。）ただし、差し替えは原則として各月の初日においてのみ可能とし、月の途中からの差し替えはできません。 ・ 掲載中の広告の取り下げは、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告料は返還しません。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。

	お申込み・お問合せ先	京都市東山区役所地域力推進室（担当：和田野、大井） 〒605-8511 京都市東山区清水5丁目130番地の6 電話番号 075-561-9114 FAX番号 075-541-7755 Eメール higashiyama-somu@city.kyoto.lg.jp
--	------------	---